

令和5年度 第2回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時	: 令和5年9月7日(木) 午前10時から午前10時40分まで
場 所	: 県庁行政庁舎14階 経済商工観光部会議室(オンライン併用)
出 席 者	: 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和5年度第2回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。本日御出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告致します。

なお、本日はインターン生が見学に来ております。

それでは、蒔苗委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

本日はインターン生が来ているということですが、傍聴に当たっては、お渡ししてある注意事項に従ってください。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。

まずは、議題の(1)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明願います。

事務局

※資料1に基づき説明

蒔苗委員長

説明にありましたとおり、前回の委員会以降、新設の届出が2件、変更の届出が1件ありました。届出状況について、質疑等はございますか。

岩沼ショッピングセンターは、開催通知の段階では議題に入っていましたが、これは軽微な変更として扱うということよろしいですか。

事務局

はい。

本郷委員

クスリのアオキ大郷店・セブンイレブン大郷町店について取下げということですが、取り下げた理由は、店舗を開店しないからなのか、あるいは平米数が減少したため届出しないこととなったのか、この辺りの事情について、もし分かれば教えていただきたいです。

事務局

こちらの店舗については、届出時に株式会社クスリのアオキとセブンイレブンを運営する個人事業主が連名で設置者となっていたところ、個人事業主が設置者から外れることとなり、騒音予測や配置図等に変更が生じることから、一度取下げることとなっております。ただ、株式会社クスリのアオキが単独の設置者として、改めて届出が提出されることとなっております。

蒔苗委員長

そのほか質問はございますか。それでは、次の議題に進みたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ【新設】(仮称)カワチ薬品石巻伊原津店(法第5条第1項)

蒔苗委員長

続きまして、議題(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、イ「(仮称)カワチ薬品石巻伊原津店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料2に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして、騒音については、地域住民から苦情があった場合に適切な対策を講じるよう附帯意見としておりますが、何か御意見等がございましたらお願いします。特によろしいでしょうか。それでは、説明のとおり進めてもらうこととします。

ロ【変更】(仮称)ヨークベニマル塩釜店(法第6条第2項)

蒔苗委員長

続きまして、ロ「(仮称)ヨークベニマル塩釜店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料 3 に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして、問題となる夜間の騒音レベルの最大値について、来客車両の 10 キロ走行制限により、規制基準を満たすため、その徹底を附帯意見案としておりますが、御意見等ございますか。

本郷委員

今回の変更を見ますと、駐車場の利用時間が午後 10 時 15 分までだったものが、午後 11 時 30 分までと夜間にかけて延長になることから、騒音について特に夜間への影響が心配されます。附帯意見案に記載の騒音対策の徹底については、昼夜問わずということだと思いますが、夜間の騒音については特に注意していただきたいので、そのあたりを設置者側にお伝えいただければというふうに考えております。

蒔苗委員長

ありがとうございます。この場で事務局から修正案などありますでしょうか。夜間の騒音対策を強調する附帯意見については、これまでも同様の事例があったかと思しますので、それらを参考にして案を検討していただければと思います。

事務局

はい。検討させていただきます。

蒔苗委員長

そのほか御意見ありますか。よろしいでしょうか。それでは、附帯意見案については、夜間の騒音対策について強調する文案とするということで、事務局で修正案を検討いただき、委員に報告していただければと思います。

ハ【変更】ヤマザワ角田店（法第 6 条第 2 項）

蒔苗委員長

続きまして、ハ「ヤマザワ角田店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料 4 に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして、騒音については、店舗周辺はほとんどが準工業地域ということで、基準は満たしている状況ですが、住宅が多く立地していることから配慮するよう意見を求めているというところと、駐車場内の交通問題については、問題が生じた場合は適切な対応をとるよう求めているという附帯意見となっておりますが、御意見等ございますか。特に意見等はないようですので、説明のとおり進めてもらうこととします。

(3) その他

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。その他の事項について、事務局から発言願います。

事務局

※次回の日程について説明

蒔苗委員長

それでは、本日の議題はこれですべて終了いたしました。次回は10月～11月頃に開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。